

申 請

平成24年6月1日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦 殿

栃木県知事 福田 富一

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成24年5月30日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷規制を解除すること
栃木市において産出された茶
- 2 解除を申請する理由
別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

栃木市で産出される平成24年産一番茶以降の茶

2 現在までの検査結果

品目	地点	採取日	測定結果 放射性セシウム (Bq/kg)
二番茶 (荒茶)	検査地点①	H23.7.5	1, 810
一番茶 (飲用茶)	検査地点①	H24.5.29	4.1
	検査地点②	H24.5.29	4.4
	検査地点③	H24.5.29	4.9

《検査地点の選定方法》

栃木市は、茨城、栃木、群馬、埼玉の4県の県境が接する県南の地域に位置し、平坦な地形が広がり農業地帯が形成されている。

栃木市内の茶は、市町村合併となった1市4町のうちの旧藤岡町赤麻地区において1名の生産者が出荷をしている。

旧藤岡町における空間放射線量レベルは同一区分内にあり、また、ほ場も生産者の居住地近辺にある程度まとまっている状況にある。

今回の検査地点として、まず平成23年度に出荷制限を判断したサンプルの採取地点を選定した(検査地点①)。

その他の検査地点を選定するため、土壌調査結果の放射性セシウムの濃度が比較的高いエリアに分布するほ場を中心に、地域的な広がりを考慮してほ場を抽出し、古葉を採取して放射性セシウムを測定する予備調査を実施した。その結果、最も測定結果の高かったほ場(検査地点②)と、次いで測定結果の高かったほ場(検査地点③)を選定した。

3 解除後のモニタリング計画

解除後も当面の間、収穫を実施する茶期ごとに、栃木市内の3か所の地点においてモニタリング検査を実施し、公表していく。

4 解除後の出荷管理

今回の解除申請地区である栃木市における茶の流通は、1名の生産者が自己所有施設で加工し販売する形態である。平成23年産の茶葉は、生産者の施設内において保管管理し、台帳管理の下、順次処分を進めているが、今後とも、これらの茶葉が平成24年産一番茶以降の茶葉と混ざることのないよう隔離して保管しながら処分を進める。

また、平成24年産の生産に向けては除染対策としての深刈りや施肥等による栽培管理を進めてきた。今後、生産者に対しては、販売先の捕捉を可能とするよう出荷先の記録の保存を求めていく。

栃木市においては食用に供する茶の生産はないが、今後、食用に供する茶の生産が開始された場合には、改めて検査を実施することとし、食用に供する茶の基準値である 100Bq/kg を超過した茶を流通させないよう文書及び巡回による指導を実施する。

また、栃木市で産出された荒茶には市町村名等の表示の徹底を図る。

なお、引き続き出荷制限が継続される栃木市以外の 2 市については、これまで同様、市を通じて生産者に対して出荷制限が継続されていることを文書等により周知徹底する。

5 解除後のモニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

基準値を超える結果が出た場合、該当地域の茶について、すみやかに出荷自粛を要請する。

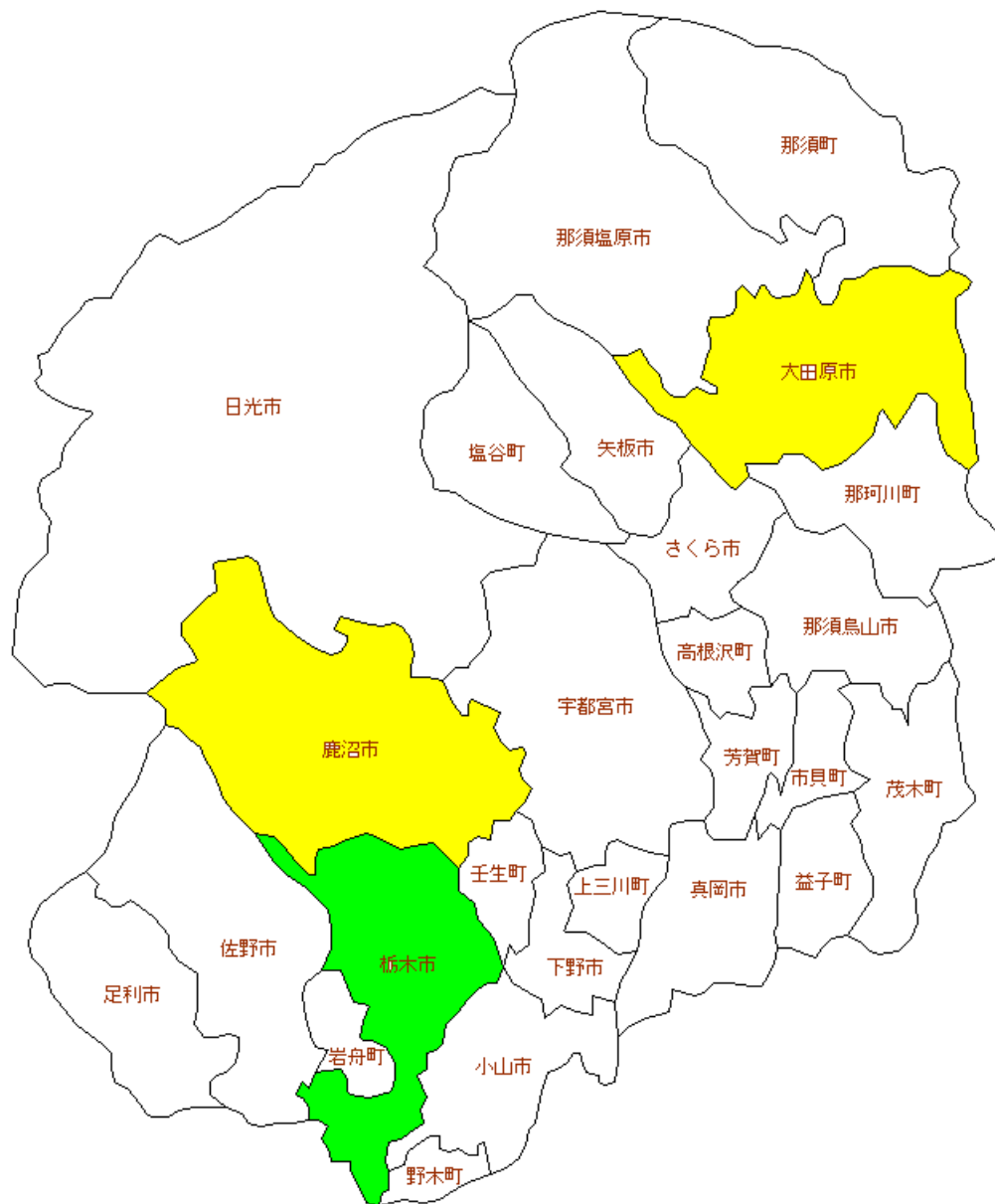
栃木市

検査地点①～③ 栃木市藤岡町（赤麻地区）



平成24年5月

栃木県における茶の出荷制限の解除申請状況



- 出荷制限指示地域 大田原市及び鹿沼市
- 今回解除を申請する地域 栃木市

市町村名	栽培面積	農家戸数
栃木市	1 h a	1 戸